

- ① 質問：文字のフォントは関係あるか。  
回答：文字のフォントは関係ない。大きさは以前から決められていて、基本的には1cm角以上の大きさで書く。
- ② 質問：整備なし・保証なしで販売しているが、お客様に保証をつけてと言われた場合、整備費用を請求してもいいのか。  
回答：お客様にこういった整備をつけてもらえればこのような内容の保証がつけられると案内をすれば問題がない。商談上でプラスアルファの営業をすることは問題ない。強制をするのはだめ。
- ③ 質問：諸費用に車庫証明費用を含むというのは管轄内のことか。  
回答：お店の判断で決めて良いが前提条件としてプライスボードに管轄内登録の費用なのか、県内までなのかを記載しておく。
- ④ 質問：オプションを含んだ支払総額の表示をプライスボードにまとめてもいいか。  
回答：オプションを含んだ支払総額表示をする場合、オプションのついていない支払総額を必ず載せる必要があり、プラスアルファでオプションをつけるといくらになると併記をする。プライスボードを使う場合は2枚必要になる。もしくはPOPでおすすめプランをつけるといくらになると明記するのがいい。
- ⑤ 質問：上記のようにする場合は価格の二重表示にはならないのか。  
回答：ベーシックな価格表示があり、それにオプションを加えるといくらになるという表記になっているので二重表示にはならない。
- ⑥ 質問：輸入車の環境性能割は県税に問い合わせないとわからないことが多いがこれは諸費用に含むのか。  
回答：問い合わせをして判明したあとにプライスボードを掲げる。
- ⑦ 質問：この法律は本当に10月1日から施行可能なのか。  
回答：10月1日から施行ということで承認もおりており、今のところ開始がずれるという話も聞いていないので10月1日から施行になる。
- ⑧ 質問：オイル代、バッテリー代を交換する場合は請求できるか。  
回答：お客様の要望で交換する場合は、オプションとして計上が可能。販売側として店舗にある全車、オイルやバッテリーを交換しないと売らないなどと決めている場合は総額表示に含めないとならない。

- ⑨ 質問：支払総額・諸費用に端数が出る場合、端折ってもいいのか。  
回答：端数まで書ける場合は書いてもいい。もしくはプライスボードでは切り上げで表示する。その場合、商談時は正確な金額を掲示し、表示価格との相違を説明する。
- ⑩ 質問：この施行に関して最終的にはどこまでベクトルを合わせると考えているのか。支払総額表示統一をいつぐらいまでに完成させるのか。  
回答：今が準備期間であり、10月1日から足並みを揃えたいと考えている。おそらく当初は少し乱れることは予想しているので表示を間違えてしまったからすぐに罰を受けるというわけではないと思う。
- ⑪ 質問：この施行に対し行政指導はあるのか。  
回答：行法ではなくて業界内自主ルールになるので、公取協からの処分がなされる。国から何か罰せられるということはない。
- ⑫ 質問：環境性能割の管轄の県税に毎月確認が必要ということか。県外の差額は徴収していいのか。  
回答：基本的に高くなるものではない。そのまましておいても安くなるだけなのでトラブルにはならないかと思う。公取協から規約違反だと言われることはないのではないかと。店舗の競争力としては高い費用のまま表示することになるのでそういった意味では密に確認したほうが良いと思う。県外での差額が発生した場合は前提条件があって〇月に管轄内で登録した場合と表示がしてあるはずなので差額は徴収していい。
- ⑬ 質問：プライスボードやネット上に「ask」の表記はどうか。  
回答：特に変わる事はない。今まで通りで問題なし。